

45	公立小中学校の少人数学級編制		教育・文化 義務付け・枠付けの見直し
団体名	山形県	人口	1,155,942 人
事例のポイント	<p>○ 山形県は、平成 13 年の義務教育標準法改正（国標準(40 人)を下回る学級編制基準設定の可能化)を活かし、平成 14 年 4 月、少人数学級編制を開始(全国初)。</p> <p>○ この取組により児童生徒への指導が充実し、学力の向上（導入後 10 年間で全国標準学力検査の偏差値 3 上昇）、不登校児童生徒の出現率や長期欠席児童生徒数が全国平均を下回るなどの効果。</p>		
背景・目的	<p>平成 13 年に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、都道府県が国標準 40 人を下回る学級編制基準を設定できるようになった。</p> <p>山形県では、これを契機に、教師が一人ひとりの子どもを大切にすることを、「勉強がわかり、いじめや不登校等のない楽しい学校にすることができる」という信念の下、全国に先駆け、平成 14 年 4 月より公立小中学校の 33 人以下学級編制に取り組んだ(教育山形「さんさん」プラン)。</p>		
内容	<p>教育山形「さんさん」プランは、「子どもの学習は、生活と一体であり、安定した学級、良好な人間関係、教師のきめ細かな指導の中で学力も高まる」という考えの下、①義務教育 9 年間の全ての学年で少人数学級を実施、②学級編制基準を 21 人～33 人とする、③学年 1 学級で 34 人以上の場合は非常勤講師を配置することが特徴である。また、少人数学級編制をフォローし、喫緊の教育課題に対応する施策(特別支援学級の少人数化、小一プロブレム対策、算数の学力向上、別室登校支援)も実施している。</p> <p>「さんさん」プランの名称については、21 世紀の山形県の教育が燦々と輝く太陽のように明るく希望に満ちたものになるよう、そして、この温かさが一人ひとりの子どもに伝わり、その笑顔が教室いっぱいになるようにとの願いが込められている。</p> <p>「さんさん」プランでは、平成 14 年 4 月に小学校 1～3 年生で少人数学級編制を開始した後、継続して導入に取り組んできた。その結果、平成 16 年 4 月に小学校全学年、平成 23 年 4 月に中学校全学年で、完全実施することができた。</p> <p>少人数学級とすることで、①子どもとじっくり向き合える学習形態の工夫、②学級内の習熟の程度に応じた学習の工夫、③学年をオープンにした指導方法の工夫ができ、授業改善へとつながっている。</p> <p>さらに、教育山形「さんさん」プランの効果(国語や算数の偏差値、不登校生徒の出現率等)について毎年度検証し、授業改善に役立てるとともに、フォーラムの開催を通じて広く県民に対して分かりやすく発信している。</p>		
効果	<p>少人数学級とすることで、①児童一人ひとりへの指導が充実し、児童の理解が深まった、②教室に余裕が生まれ、学習環境や学習形態の工夫ができた、③学級における一人ひとりの役割が充実し、所属感が高まるという意義があった。</p> <p>これにより、小、中学校ともに、学力の向上が見られる。</p> <p>小学校…H13:偏差値 50 程度 → H24:国語 53.2、算数 52.1 中学校…H11:偏差値 50 以下 → H24:国語 52.5、数学 50.7、英語 50.6 (全国標準学力検査「NRT」の調査)</p> <p>また、落ち着いた学級をつくることができ、問題行動が全国に比べ少ない。</p> <p>不登校児童生徒出現率(H24) 小学校:0.23%(全国 0.31%) 中学校:2.13%(全国 2.56%)</p> <p>長期欠席児童生徒数(H24) 小学校:1000 人当たり 4.1 人(全国 8.0 人) 中学校:1000 人当たり 24.6 人(全国 34.2 人)</p>		
担当課 関連サイト	<p>山形県教育庁義務教育課 http://www.pref.yamagata.jp/ou/kyoiku/700012/syouninzu1.html</p>		

46	府費負担教職員の任命権		教育・文化 条例による事務処理特例制度 地方公共団体間の協働
団体名	とよなかし いけだし みのおし 豊中市、池田市、箕面市、 とよのちよう の せちよう 豊能町、能勢町(大阪府)	人 口	667,098 人 ※3市2町人口の合計
事例のポイント	<p>○ 地域の実情に応じた教職員の採用選考等を実施するため、平成 24 年4月、事務処理特例条例により、公立小中学校の府費負担教職員の任命権が豊能地区の3市2町に移譲された（指定都市以外の市町村では全国初）。</p> <p>○ 府費負担教職員制度の趣旨を保ちつつ円滑に事務を行えるよう、近隣市町が協議会を設置し、共同で処理すべき事務について相互に連絡調整を図りながら管理・執行。</p>		
背景・目的	<p>市町村立小中学校の教職員は、身分上は市町村の職員であるが、教職員の任命権、学校の種類ごとの定数、学級編制基準の決定権は都道府県教育委員会にあり、給与は都道府県が負担することとなっている（都道府県費負担教職員）。</p> <p>豊能地区の3市2町（豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町）では、府費負担教職員の人事権（任命権、定数決定権、学級編制基準決定権）を府が持っているため、教職員が地域に根ざす意識を持ちにくくなっているのではないかと、より教育現場に近いところに権限を移すべきではないかという意見があった。このような中で、平成 22 年度に、府費負担教職員の人事権のうち、任命権については事務処理特例制度による移譲が可能であるとの見解が文部科学省から示されたことを受けて、3市2町でプロジェクトチームを設置し、権限移譲における具体的課題の整理及び対応方策について検討を進めてきた。</p>		
内 容	<p>平成 24 年4月、事務処理特例条例により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく府費負担教職員の任命権に係る事務が、豊能地区の3市2町に移譲された。指定都市以外の市町村における教職員の任命権の移譲は、これが全国初であった。</p> <p>なお、プロジェクトチームでの検討の結果、3市2町が共同で処理すべきものとされた事務（例：教職員採用選考、教職員初任者研修等）については、市町間で相互に連絡調整を図りながら管理執行するため、移譲に伴って「大阪府豊能地区教職員人事協議会」が設置された。同協議会は、3市2町の教育委員会の委員長のうちから選出される会長及び各教育委員会の教育長の委員5人で構成され、広域的な視点で事務処理を行うことで、教職員の適正配置及び人事交流の円滑化による教育水準の維持向上という府費負担教職員制度の趣旨が損なわれないようにしている。</p>		
効 果	<p>以下のとおり、豊能地区の実情に応じた教職員人事行政を実施できるようになった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用選考における、豊能地区での勤務を志す教職員の確保 ・管理職選考等に係る任用における、独自の面接等による人物評価の実施 ・豊能地区単位での地域に根ざした特色ある研修の実施 		
担当課 関連サイト	大阪府豊能地区教職員人事協議会(事務所:豊中市役所内) http://www.tcct.zaq.ne.jp/bphmj604/index.html		

47	「読む・書く・話す・聞く」ことば文化都市伊丹		教育・文化 義務付け・枠付けの見直し
団体名	いたみし 伊丹市(兵庫県)	人口	201,238人
事例のポイント	<p>○ 伊丹市は、平成18年3月、構造改革特区の認定を受け、ことば科を開講（年間35時間）。</p> <p>○ 子どもたちの豊かな語彙力・表現力、コミュニケーション能力の育成に力を入れることにより、俳句、短歌、小説などの各種コンクール等での入賞や国語学力の向上などの効果。</p>		
背景・目的	<p>伊丹市では、江戸時代に、酒造業の豊かな経済力を背景に俳諧文化が花開き、松尾芭蕉と並び称された上島鬼貫（うえしま・おにつら）など優れた俳人を輩出した。</p> <p>一方で、平成17年1月に学習到達度調査の結果、国語力、特に書く力に課題があり、また、国語だけでなく、全ての記述式の問題で白紙が多かった。</p> <p>このような中、伊丹市では、市の伝統と地域資源を活かし、市民一人ひとりが言葉に関心を持ち心豊かなまちづくりを推進するため、平成18年から、構造改革特別区域制度を活用し、義務教育課程における国語教育に力を入れている。</p>		
内容	<p>平成18年3月に「読む・書く・話す・聞く」ことば文化都市伊丹特区として認定され、通常、学校教育法施行規則及び学習指導要領に定められた授業時間数や内容を標準とするところ、特別の教育課程を編成することが認められたことを受け、小学校の第3学年以上について、「総合的な学習の時間」を30時間、国語科の時間を5時間削減し、「ことば科」を35時間開講した。なお、同特区は平成20年3月に学校教育法施行規則の改正により廃止され、同規則の新たな規定に基づく「教育課程特例校」として実施している。</p> <p>「ことば科」は、義務教育において日本語教育を充実し、児童の学力やコミュニケーション力の向上を図ることにより、児童に自信を与えるとともに、豊かなことばがもたらす円滑な人間関係の構築につながることを目指して、児童の豊かな語彙力・表現力やコミュニケーション能力の育成に力を入れている。</p> <p>具体的には、「読む・書く・話す・聞く」が身に付くよう、日本文化と児童の言葉への関心を高めるため、小学校の第3学年以上において、各学級担任が、俳人鬼貫生誕の地という特性を活かした俳句作り「日本文化とことば」、ロールプレイ「よき人間関係とことば」、ディベート・スピーチ「情報活用とことば」等の授業を行っている。</p>		
効果	<p>平成21年度、「ことば科」の実施から3年を経過した実施校の児童にアンケートを行ったところ、「ことば科」の学習はとても楽しい、「将来大人になったときや日頃の生活にも役立つ」と感じている児童がそれぞれ80%以上いるなど、関心の高まりが見られる。</p> <p>また、俳句や短歌、小説などの各種コンクール等で、個人や学校単位で優れた成績を残すようになり、全国学力調査における無解答率に改善が見られるなど国語学力の向上が見られ、取組の効果が現れてきている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>伊丹市教育委員会事務局学校教育課教育室学校指導課 http://www.city.itami.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/74/kotobakaH22.pdf</p>		

48	体験型修学旅行の誘致		教育・文化 住民との協働
団体名	おおさきかみじまちょう 大崎上島町(広島県)	人口	8,231人
事例のポイント	<p>○ 瀬戸内海の中央に位置する大崎上島町では、交流人口の増加が課題。</p> <p>○ このため、離島の地域性を活かし、豊かな自然や農業・漁業の営みを活用した体験型の修学旅行の誘致を行うこととし、平成23年8月、行政・関係団体・住民等からなる協議会を立ち上げ、誘致を開始し、平成25年度から受入れを開始。</p> <p>○ 平成25年度は、人口8,200人の町に890人の生徒が訪れ、参加した修学旅行生から「いろいろな方たちにお会いして、人とのつながりを実感した」、民泊家庭から「とても元気で素直な子たちで楽しく過ごせた」などの声が寄せられるなど、町の活性化に寄与。</p>		
背景・目的	<p>瀬戸内海の中央に位置する大崎上島町では、従来より、交流人口を増加させることが課題であった。</p> <p>このため、離島の地域性を活かし、豊かな自然や農業・漁業の営みを活用した体験型の修学旅行の誘致を行うこととし、平成23年8月、行政・関係団体・住民等からなる協議会を立ち上げ、誘致を開始し、平成25年度から受入れを開始した。</p>		
内容	<p>平成23年8月、町・町議会、商工会、観光協会、連合区長会、農協・漁協、民泊受入家庭等により構成される「大崎上島海生体験交流協議会」を立ち上げた。協議会では、町職員と町民の間で修学旅行誘致のコンセンサスを形成し、民泊家庭を募集するとともに、民泊体験予行演習としてモニターツアーの実施、民泊実践研修会の開催等の準備を進めた。</p> <p>この取組は、町内の家庭に民泊し、農業や漁業の現場を体験できることが特徴であるが、民泊と現場体験の両方を提供できない家庭もある。そこで、平成25年12月からは、現場体験のみを提供する「島暮らし体験サポーター」の募集も行っている。</p> <p>この結果、現在では多くの家庭が事業に関わっており、体験するメニューも多彩なものとなっている。例えば、権伝馬(瀬戸内海海賊が使っていたといわれる、小回りのきく船)レースや、刺網漁体験、柑橘類の剪定・収穫など、島の伝統・特産品に関係するものも多く、大崎上島町のPRにつながっている。</p> <p>このように、行政、関係団体、住民など様々な主体が協働することにより、生徒たちにとって有意義な体験型修学旅行となるよう、工夫している。</p>		
効果	<p>実施初年度の平成25年度においては、人口約8,200人の町に、首都圏や関西圏から、3つの中学校、2つの高校の約890人の生徒が来町している。平成26年度においても、兵庫県や埼玉県から、9校の2,000人を超える生徒が来町する予定である。</p> <p>参加した修学旅行生からは、「島に来てよかった」「いろいろな方たちにお会いして、人とのつながりを実感した」などの感想が挙がっている。また、民泊家庭からは、「島暮らしは子どもたちにとって貴重な体験になったと思う」「とても元気で素直な子たちで楽しく過ごせた」などの声が寄せられるなど、町の活性化につながっている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>大崎上島町産業観光課 http://www.town.osakikamijima.hiroshima.jp/?page_id=172</p>		

49	文化振興条例の制定		教育・文化 住民との協働、自主条例の活用
団体名	たかさごし 高砂市(兵庫県)	人口	94,638 人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高砂市では、謡曲「高砂」ゆかりの地という財産をまちづくりに活かし、地域の実情に合った新しい文化振興行政を展開するため、平成 23 年 3 月、「高砂市文化振興条例」を制定。 ○ 条例制定に当たり、文化行政を地域振興等と一体化するため、教育委員会から市長部局へ移管。条例に基づき、市ゆかりの謡曲の振興、市の歴史に関する学習講座など、地域振興等の観点も加味した総合的な文化行政施策を実施。 ○ 中でも高砂文化講座「高砂学」は、3 年間で延べ 3,700 人が受講する人気講座となっているほか、平成 25 年度からは市民が講師を務め、行政主体の事業から市民主体の事業に変化するなど、地域の活性化や市民のくらしの豊かさに寄与。 		
背景・目的	<p>高砂市は、謡曲「高砂」ゆかりの地として知られている。この素晴らしい財産をまちづくりに活かすことで、地域の実情に合った新しい文化振興行政を展開し、高砂らしさの創出や、市民の心の中に豊かな人間性を育みたいという思いから、「生活文化都市 高砂」を将来都市像とする第 4 次高砂市総合計画がスタートすることに合わせ、平成 23 年 3 月、「高砂市文化振興条例」を制定した(同年 4 月施行)。</p>		
内容	<p>本条例は、文化振興によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、心豊かな市民生活と活力あるまちの発展及び創造に寄与することを目的とする。</p> <p>条例の制定に当たり、まず、住民のニーズに応じた「地域づくり」という観点から、文化行政を、教育部門だけでなく、地域振興等の関連行政と一体化する必要があったことから、教育委員会から市長部局へ移管した。</p> <p>また、文化振興に関する有識者会議を設置し、基本方針や実施計画を定め、高砂文化講座「高砂学」や、こども狂言ワークショップを開催した。</p> <p>「高砂学」は、平成 23 年度に開始し、当初 2 年間は、高砂市史編さん専門委員や特別執筆者の先生による講演が行われた。平成 25 年度からは、歴史文化団体で活動している方に、市民講師として「高砂学」の講義をお願いしている。</p> <p>今まで個々に活動していた市民が「高砂学」をきっかけに集まり、市民講師の会が結成され、「高砂学」の運営に携わるようになり、行政主体事業から市民主体事業へと変化を遂げた。</p> <p>「高砂学」の講師登録が増えたことにより、平成 25 年度からは、従来の講座編に活動編を新たに加え、写生、吟行俳句、まち歩きも行った(平成 25 年度:講座編 7 回、活動編 4 回開催)。</p>		
効果	<p>「高砂学」は、平成 23 年度の開始以来、3 年間で延べ 3,700 人が受講する人気講座であり、参加者からも「楽しかった」「これからも続けて欲しい」という声が寄せられている。</p> <p>「高砂学」の市民講師の登録は徐々に増え(平成 26 年 4 月現在、16 人)、市民の市民による市民のための「高砂学」が実現しつつあり、地域の活性化、市民のくらしの豊かさにつながっている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>高砂市企画総務部経営企画室</p> <p>http://www.city.takasago.hyogo.jp/index.cfm/8,19571,117,636.html</p>		

50	埋蔵文化財の調査のための発掘の届出受理		教育・文化 条例による事務処理特例制度
団体名	広島市(広島県)	人口	1,180,176人
事例のポイント	<p>○ 埋蔵文化財に係る調査のための発掘の届出と、開発のための土木工事等の届出の窓口が別々にならないよう、事務処理特例条例により、平成12年4月に埋蔵文化財の調査のための発掘に関する届出受理の事務が、平成19年4月に埋蔵文化財の調査のための発掘に関する指示命令の事務が、市に移譲された。</p> <p>○ 手続きが市で完結するようになったことで、事務処理が効率化されるとともに、届出等を行う者の負担が軽減。</p>		
背景・目的	<p>広島市には、文化財保護法上の周知の埋蔵文化財包蔵地(埋蔵文化財の存在が知られている土地)が約800箇所存在する。</p> <p>地方分権一括法による文化財保護法の改正により、平成12年4月から、これらの土地において開発のための土木工事等を目的として発掘しようとする者の届出(従来は国が受理)について、指定都市が受理することとなった。このとき、届出を受けた市は、埋蔵文化財の保護上必要がある場合、埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査を工事施行者に対し指導することとなるが、同法上、調査のためにこれらの土地を発掘しようとする者は県に届け出ることが義務付けられており、窓口が別になることから不便になるおそれがあった。</p>		
内容	<p>事務処理特例条例により、平成12年4月に文化財保護法上の埋蔵文化財の調査のための発掘に関する届出受理の事務が、平成19年4月に埋蔵文化財の調査のための発掘に関する指示命令の事務が、市に移譲された。これにより、届出等の手続きの窓口が市に一本化され、市内の埋蔵文化財に係る一連の事務が市で完結するようになった。</p>		
効果	<p>埋蔵文化財の保護に関する届出等の手続きが市で完結するようになったことで、事務処理が効率化されるとともに、届出等を行う者の負担が軽減した。</p>		
担当課 関連サイト	<p>広島市市民局文化スポーツ部文化振興課 http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/0000000000000/1140431327026/index.html</p>		

51	図書館協議会の委員の任命基準		教育・文化 義務付け・枠付けの見直し
団体名	とよたし 豊田市(愛知県)	人口	422,357人
事例のポイント	<p>○ 豊田市では、平成24年3月、「豊田中央図書館条例」を改正し、図書館協議会委員の任命に関する独自基準を策定。</p> <p>○ 図書館協議会の委員に、図書館において市民活動を行う団体の代表者や公募市民を新たに任命することで、利用者目線でのサービス向上等に寄与。</p>		
背景・目的	<p>豊田市では、中核市トップクラスの蔵書冊数がある図書館を持ち、住民サービスの向上や図書館を利用した活動団体の支援を重点的に行っている。</p>		
内容	<p>従来、図書館協議会の委員については、図書館法において学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命するとされていた。</p> <p>利用者や図書館ボランティアの代表者を学識経験のある者として選任していたが、任命の基準が第2次一括法により改正された図書館法に基づき省令において「参酌すべき基準」とされたことを踏まえて、豊田市では、平成24年3月、「豊田中央図書館条例」を改正した(同年4月施行)。</p> <p>条例においては、図書館協議会委員は、①小学校、中学校及び高等学校の校長、②幼稚園及び保育所の園長、③学識経験を有する者、④図書館において市民活動を行う団体の代表者並びに⑤公募による市民(市内に居住し、通勤し、又は通学する個人)から教育委員会が委嘱又は任命すると定めた。</p> <p>このうち、④及び⑤は独自の基準であり、こうした基準を定めることにより、図書館への意見を身近なところから聞くことができ、利用者目線での指摘を数多く踏まえることができています。</p>		
効果	<p>図書館において市民活動を行う団体の代表者及び公募による市民を図書館協議会の委員に任命することで、図書館のサービス向上等につながっている。</p> <p>例えば、委員の提案に基づき、中央図書館に貸出・返却カウンターから独立した専用のレファレンスコーナーを新設したことにより、利用者目線のきめ細やかな図書館サービスの提供が実現したほか、今後、利用者や延べ約500名からなる図書館ボランティアの実情を踏まえ、中央図書館と市内3か所のコミュニティーセンターや27か所の交流館との横のつながりを促進する取組を進めていくこととしている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>豊田市図書館 https://www.library.toyota.aichi.jp/</p>		